

海外渡航に関する安全対策手引き



PDF版掲載先 : http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/public/issue/anzen_guide



→ 渡 航 前

1. 海外渡航にかかる可否判断基準



京都大学では、渡航の可否判断にあたってのガイドラインとして、外務省の危険情報・感染症危険情報に準じ、「海外渡航にかかる可否判断基準」を制定しています。

大学が主催するプログラムにおける渡航の可否、大学命令による出張の可否は、渡航地の安全状況および渡航者にかかる諸事情を考慮のうえ、渡航許可にかかる権限者が判断します。

研究旅行、観光旅行、帰省等のプライベートな渡航においても、渡航先の安全情報を確認の上、本基準を参考にし、渡航の判断をするよう推奨します。

外務省 危険情報・ 感染症危険情報	学生		教職員	
	渡航可否	渡航時の注意事項	渡航可否	渡航時の注意事項
なし	原則可 ただし、渡航を中止すべき相当な理由・状況があれば不可	注意を払い、安全対策を講じること	原則可 ただし、渡航を中止すべき相当な理由・状況があれば不可	注意を払い、安全対策を講じること
レベル1 十分注意してください	原則可 ただし、渡航を中止すべき相当な理由・状況があれば不可	十分な注意を払い、必要な安全対策を講じること	原則可 ただし、渡航を中止すべき相当な理由・状況があれば不可	十分な注意を払い、安全対策を講じること
レベル2 不要不急の渡航は止めてください	原則不可 ただし、渡航の必要性と渡航可とする相当な理由・状況があれば可	特別な注意を払い、万全な安全対策を講じること	要検討 渡航可とする相当な理由・状況があれば可	特別な注意を払い、万全な安全対策を講じること
レベル3 渡航は止めてください (渡航中止勧告)	不可	渡航中止、 退避等指示	原則不可 ただし、渡航の必要性と渡航可とする相当な理由・状況があれば可	特別な注意を払い、組織的かつ万全な安全対策を講じること
レベル4 退避してください 渡航は止めてください (退避勧告)	不可	渡航中止、 退避等指示	不可 ただし、緊急事態における必要不可欠な渡航の場合は可	渡航中止、退避等指示 ただし、緊急事態における渡航の場合は、特別な注意を払い、組織的かつ万全な安全対策を講じること

2018年3月23日 国際戦略本部運営協議会決定

【渡航判断者への注意・補足事項】

1. 本基準は、渡航の可否判断にあたってのガイドラインの位置付けです。渡航の可否は、渡航地の安全状況および渡航者にかかる諸事情を考慮のうえ、渡航許可にかかる権限者が判断してください。
2. 複数の国・地域に渡航する場合は、全ての渡航先について安全状況を確認の上、判断してください。
3. 相当な理由・状況：渡航の目的、現地渡航者・渡航先関係機関・協力者から収集した安全情報及び協力体制、外務省海外安全ホームページ、各国政府等の海外安全情報、渡航地の安全に関する報道状況等から総合的に判断してください。
4. 渡航可とする場合も必要に応じて渡航の条件（誓約書の提出等）を付加してください。

安全対策
チェックリスト付



2. 安全情報の把握



安全対策の基本は、「自分の身は自分で守る」「予防が最善の危機管理である」と言われています。渡航が決まったら、まずは安全情報の把握に努めましょう。

- 外務省「**海外安全ホームページ**」<https://www.anzen.mofa.go.jp/> で渡航先の安全情報（治安・感染症・自然災害等）を確認しましょう。
- 外務省発行の「**海外安全虎の巻**」<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf> で、安全の心構えとトラブルに遭ったときの対処法を確認しましょう。
- 現地の法令・宗教に関する規制・文化・慣習を理解して、節度ある行動を心掛けてください。
- 事前に現地の政情や治安について調べましょう。暴動、内乱、選挙等で政情不安が懸念される場合は渡航の延期も含めて慎重に渡航計画を立ててください。また、強盗など凶悪犯罪が多発している**治安の悪い地域・危険な場所を事前に調べて、決して近づかないように**しましょう。



外務省海外安全ホームページ



海外安全虎の巻

3. 渡航手続き・緊急時の備え



- **パスポート**（残存有効期間に注意）・必要な**ビザ**を準備しましょう。外国人の方が日本から出国する場合や、渡航国から一時出国する場合は、再入国許可手続きについても確認しましょう。
- 国内外の**緊急連絡先リスト**を作成し、渡航先で常に携帯してください。リストは**家族とも共有**しましょう。
- **重要書類**（パスポート、海外旅行（留学）保険証券、医師の診断書、国際運転免許証等）の写しを2部作成して、**1部は自分で保管し、1部は家族に保管**してもらいましょう。
- 渡航地の**大使館・総領事館**の場所・連絡先を確認しましょう。生命・身体が危険にさらされるような事態が生じた場合は、現地の大使館・総領事館に援護を依頼してください。
大使館・総領事館は24時間緊急時の救援対応が可能です。
- 大学からの**注意喚起情報・安否確認通知**が受信可能な連絡手段を常に確保しましょう。

Check!

渡航が決まったら外務省の **たびレジ** に必ず登録しましょう。

最新の安全情報が受信できるほか、現地で緊急事態が発生したときに、大使館・総領事館より緊急連絡が受信できます。

具体的な渡航日程が決まっていない場合は「**たびレジ簡易登録**」に登録してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>



外務省たびレジ

Check!

学生の皆さんへ：プライベートな旅行や帰省時も含め、海外渡航時には

海外渡航届 を必ず提出してください。

緊急時に「海外渡航届」の情報を基に大学から安否確認や緊急連絡を行います。

また、海外渡航届以外に提出が必要な書類を所属の学部・研究科等に確認の上提出してください。

海外渡航届



Stay Safe!



京都大学
KYOTO UNIVERSITY

4. 海外旅行保険



Check!

海外における傷病の治療・救援費用は高額です。渡航期間に関わらず補償が十分な海外旅行保険に加入しましょう。治療・救援費用補償が無制限のプランを強く推奨します。

※学生の皆さんへ：

学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険 (<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/student-3/risk/insurance>) に加入する場合、全てのプランの治療・救援費用補償が無制限です。



学研災付帯
海外留学保険

- 海外旅行保険の保険証券の写しを**家族とも共有**しましょう。
- ビザによっては、現地の健康保険への加入が必要となる場合がありますのでご注意ください。
- (学部・研究科等で**海外緊急時支援サービス** (アイラック等) に登録する場合) **登録証**を受け取り、家族とも共有してください。

5. 健康管理



- 渡航前に**厚生労働省検疫所 FORTH** (<https://www.forth.go.jp/index.html>) や**世界保健機関 (WHO)** (<https://www.who.int/>) のウェブサイト上で渡航先の健康情報を確認しましょう。予防接種・感染症等の情報も確認できます。
国際的に懸念される感染症への対策については、P4~5の9を確認してください。
- 渡航前に健康診断を受けましょう。
- 治療中の病気がある場合は、渡航中の対応について医師に相談し、必要な診断書や処方箋・処方薬を準備してください。
- 渡航先に薬を持ち込む場合、外国語 (英語等) の薬剤証明書の提示を求められることがありますのでご注意ください。
- **法令で義務付けられるならびに推奨される予防接種を確認の上**、必要に応じて接種してください。国によっては、入国時に「予防接種証明書」の提示が求められます。
- **歯科治療**は、保険の適用外であったり、高額かつ技術・衛生的な問題もありうるので、できるだけ渡航前に済ませましょう。
- 渡航先・渡航期間に応じて、必要な**携行薬・衛生用品**を準備しましょう。
(携行薬の例) 既往症の薬・解熱鎮痛剤・総合感冒薬・整腸剤
※手荷物検査・入国審査時のトラブルを避ける為、飲み薬は顆粒ではなく**錠剤・カプセル**を推奨します。
また、紛失を避けるために機内持込荷物に入れておきましょう。
(衛生用品の例) **虫よけ**・絆創膏・点眼薬・マスク・予備の眼鏡
- 渡航前に、**保険の提携先病院や最寄りの日本語や英語等で外国人も受診可能な病院**を調べておきましょう。



FORTH



WHO

6. フィールドワークにおける注意事項



学生のフィールドワーク実施にあたっては、リーフレット「学生の海外でのフィールドワーク実施に関する安全手引き」 (http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/public/issue/overseas_fieldwork) を活用すると同時に、研究対象に特化した特殊な留意事項のほか、現地を訪れる際に必要な危険回避のための安全対策について、所属部局、研究室、指導教員等の指導を仰いでください。



フィールドワーク
安全手引き

渡 航 中

7. 渡航後の手続き



- 渡航先に到着したら、速やかに家族や指導教員等必要な方に**到着の報告**をしましょう。
- (3ヶ月以上の在留の場合) 渡航後、住居が決まり次第、遅滞なく**在留届**を提出しましょう。
※**在留届の提出は法律上の義務です** (旅券法第16条)。オンラインでも手続可能です。
オンライン在留届 ORRnet (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)
- 住民登録等の現地で必要な手続きを行ってください。
- 研修先・留学先で**オリエンテーション**が実施される場合には必ず参加し、現地の法令や大学・機関の規則を確認しましょう。



ORRnet

8. 渡航中の安全対策・健康管理



- 渡航中は常に**安全情報の把握**に努めてください。大使館・総領事館の安全情報、現地政府からの通知、現地メディアの報道等を確認してください。
- 滞在中も家族や指導教員等への**定期的な連絡**を心掛けてください。別の国や地域に旅行するときなども、旅程や滞在先を共有しておきましょう。また、**たびレジ**にも**必ず旅行先を追加登録してください**。
- 現地の法律・規則に従うことはもちろん、普段の生活から、安全・健康対策を講じてください。
 - ①**外出時**：**治安の悪い地域には行かない・通らない。一人・夜間の外出を極力避ける**。目立ち過ぎる服装をしない。スマートフォンや時計などの高級品を外で出さない。SNSに予定を投稿しない。正規のタクシーを利用する。
 - ②**ホテル**：退避路確保のため、中層階に宿泊する。防犯チェーンをかける。
 - ③**疾病の予防**：衛生環境の悪い場所では生もの・生水・氷は避ける。虫を媒介した感染症の流行している地域では、**虫よけ**・蚊帳を使用し、肌の露出を避ける。安易に動物に近寄らない（狂犬病予防）。
- **テロ対策**：
 - ①**空港**：非制限エリアにおける長時間の滞在は回避する。空港到着後速やかに空港を退出して、出発時は即チェックインして**制限エリア（出国審査後の渡航者のみが立入可能なエリア）**で待機する。
 - ②**ホテル**：退避路確保のため、中層階に宿泊する。ロビー～2階には長居しない。
 - ③**レストラン**：外国人の多数集まるお店、袋小路、入り口（退路）が1つしかないお店、ガラス張りのお店やオープンカフェは避ける。
 - ④**外出先**：**政府関連施設・不特定多数が集まる場所（ショッピングモール、観光地等）**を避ける。テロの多い**金曜日の夜**や**ナショナルホリデー**の外出を回避する。

9. 国際的に懸念される感染症への対策



重症急性呼吸器症候群（SARS, 2002～2003）、新型インフルエンザ（2009～2010）、中東呼吸器症候群（MERS, 2012～）、エボラ出血熱（2014～）、新型コロナウイルス（2019～）等、国境を超えて世界的規模で流行する感染症については、個人の健康のみならず、国際社会全体に深刻な影響を及ぼすことがあり、感染予防、拡大防止および安全確保に努める必要があります。

① 情報収集



国際的に脅威となる感染症が発生した場合は、現地政府や大使館等の公的機関など、**信頼できる提供元**から、以下の情報等を収集してください。また、滞在国内・地域の政府より義務付けられていたり、要請されている感染症対策を遵守してください。国によっては、**違反者に対し罰金・拘禁等の罰則**を設けている場合がありますので、外務省海外安全ホームページ、現地の大使館・総領事館や現地政府のウェブサイト等で必ず確認してください。

- ① 渡航地域の感染状況
- ② 推奨される予防法
- ③ 当該感染症の受診が可能で、多言語対応等による外国人の受入を行っている医療機関、通訳の手配
- ④ 各国の対感染症政策（**移動制限**、自宅待機命令・要請、大学や研究機関の休校・休業命令、商業施設等の閉鎖・休業命令、集会禁止、マスク着用の義務化等）
- ⑤ **各国の入出国制限**（入国拒否、ビザの発行・効力停止、航空便を含む公共交通機関の減便または停止等）、検疫の強化（検査の義務化や隔離等）

※日本政府による水際対策（帰国時に求められる検査、検疫、公共交通機関の使用制限等）にも注意してください。

② 予防の徹底



感染症対策を徹底して予防に努めましょう。

- 免疫力を高める：十分な休養をとり、バランスのとれた食事、適度な運動を心掛けてください。
 - 30秒以上の手洗いまたは手指消毒用アルコールによる消毒を徹底してください。
 - マスクの着用を含む咳エチケットを徹底してください。
 - その他当該感染症特有の予防法を確認して、予防に努めてください。
- 例）新型コロナウイルス感染症における社会的距離の確保、接触機会の低減、換気・消毒対策等。



③ 早期帰国の検討



以下のような場合には、自身の安全確保を最優先し、早期帰国も検討してください。

- 渡航先における**移動・行動制限**により、留学・研究等の目的が達成できない恐れがある場合。
- 移動制限・国境閉鎖等の**出入国規制の強化や、航空便の休止・減便**により渡航者の帰国が困難となる場合や、万一渡航者が病気に罹患したり事故に遭った際に救援渡航する家族等の入国が困難となる恐れがある場合。
- 現地の医療体制が脆弱で、当該感染症及びその他の疾病について十分な医療が受けられない恐れがある場合。
- 商業施設等の休業のほか、現地で流言・飛語による買い溜めが発生するなどしてスーパー等で食料品・生活用品が逼迫し、必要な食料品等が確保できず、**ライフラインに影響する恐れがある場合**。

また、万一移動制限・国境閉鎖等により出国できない事態となった場合は、大使館・総領事館等に救援を要請してください。大使館・総領事館は在留届・たびレジ登録を基に渡航者に緊急連絡を行いますので、**在留届またはたびレジの登録を徹底してください**。

④ 万一罹患した場合



国により必要な対応が異なるので、**必ず滞在国・地域の方針を確認してください**。当該感染症専用の相談窓口が指定されている場合や、まずはかかりつけの医師に相談するよう指示される場合があります。また、現地大使館・総領事館に報告し、必要に応じて救援を要請してください。**大学にも速やかに状況を報告してください**。

⑤ 治安の悪化



感染症が国際的に脅威となり、都市の封鎖（ロックダウン）・移動制限、休業命令・要請が行われるようになると、生活困窮者が増え、**強盗や詐欺といった犯罪が増加する傾向**にあります。一人で外出しない、夜間外出しない、万一**強盗被害にあった際には抵抗しない**、といった防犯対策を徹底してください。

⑥ 差別・偏見について



感染症発生地域や、**感染が拡大した特定の地域・人種、特定の職業に対する差別、偏見が助長される場合があります**。差別的な発言、暴力被害、嫌がらせ、外国籍者に対する診察拒否、商店・飲食店における入店拒否といった事例も過去に報告されています。外出の際は、不用意な言動により不測の事態に巻き込まれないよう注意してください。被害が発生しそうな恐れがある場合は、身の安全を確保することを最優先し、急いでその場を立ち去ってください。また、万一被害に遭った場合は、現地警察に通報の上、必要に応じて大使館・領事館に救援を求めてください。

⑦ パンデミック（世界的大流行）発生後について



パンデミック発生後は、生活様式をはじめ、国際交流のあり方が変容することがあります。

例えば、新型コロナウイルスの感染拡大後、各国では感染症予防の目的で**New Normal**（日本における「新しい生活様式」）が規制または要請されています。具体的には、社会的距離の確保、学業・仕事のオンライン化による直接の接触機会の削減、マスク着用の義務化、接触（入室）前の検温を含めた体調確認の徹底、換気・消毒の徹底等の措置が行われています。また、国際交流においては、日本を含む多くの国で出入国規制が措置され、海外渡航の実施が困難な状況です。各大学では、授業・試験・実験のオンライン化、国際会議のWebinar化等が進められ、**新しい形の国際交流が模索**されている状況です。

パンデミック発生後は、海外渡航の必要性について慎重に検討の上予定を計画するほか、渡航する場合は、必ず渡航前に渡航先の国・地域・大学等の機関における規制・要請について情報収集し、遵守するよう注意してください。

（参考）

- 厚生労働省検疫所(FORTH) <https://www.forth.go.jp/>
- 国立感染症研究所感染症情報センター
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- 世界保健機関 (WHO)
<https://www.who.int/>



FORTH



国立感染症研究所



WHO



10. 緊急時の対応



海外渡航中に事件・事故等に遭った場合、**ご自身の安全を最優先に判断・行動**してください。
安全を確保した上で、留学先大学・現地警察・大使館・総領事館・京都大学・家族等に援護・救援を要請してください。
また、京都大学の所属学部・研究科等に必ず連絡・報告してください。

Check!

24時間対応可能な緊急連絡先

- 1 渡航先の（日本）大使館・総領事館
 - 2 海外旅行保険 ヘルプデスク
 - 3 海外緊急時支援サービス（アイラック等）24時間緊急サポートデスク
- ※③への登録があり、利用可能な場合は、必ず③の窓口にも電話連絡すること。



病気・怪我をしたら？

- 受診可能な病院を保険会社に確認し、受診してください。
 - **キャッシュレス**で受診できない場合は、現金やカードで支払い、領収書や診療記録等の必要書類を受領し、後日保険会社に還付請求を行ってください。
- ※国際的に懸念される感染症対策については、P4~5の9を確認してください。

事件・事故にあったら？

- 安全を確保の上、緊急連絡先（警察・救急・大使館等）に救援を要請してください。
- 事件・事故について、5W1Hを記録しておきましょう。

盗難・紛失にあったら？

- 現地警察に届けて**ポリスレポート**を取得してください。パスポートの発給申請や、保険金の請求に必要です。
- クレジットカードの盗難・紛失の場合は速やかにクレジット会社に連絡してください。
- パスポートの発給申請や日本からの送金については最寄りの大使館・総領事館に相談してください。

大規模自然災害・暴動にあったら？

- **まずは、身の安全を最優先で、頑丈な建物など安全なところに退避してください。**
- 公的機関等、信頼できる提供元からの安全情報の収集に努め、安全を確保する方法（退避、救援要請等）を講じてください。
- **大使館・総領事館に対応を相談し、救援を要請してください。**

強盗・誘拐にあったら？

- **抵抗しないことが重要です。（凶器・追被害対策）**
 - **強盗**：抵抗しない。大声を出さない。犯人を凝視・追跡しない。
 - **誘拐**：抵抗しない。政治・宗教・イデオロギーの話題は回避。食事・飲料を摂取して可能な限り身体・精神の健康を保持し、助けを信じて待ってください。
- ➔解放後、速やかに現地警察に届け出てください。必要に応じて大使館・総領事館に相談してください。

テロに遭遇したら？

- **爆発音、銃撃音が聞こえたら、頭部を保護して直ちに伏せてください。窓ガラスから離れてください。**
- 低い姿勢で速やかに現場から避難してください。避難が困難であれば頑丈な物の背後に隠れてください。可能であれば、警察等の援護を受けてください。
- 安全な場所に避難後、現地の大使館・総領事館・家族・大学等の緊急連絡先に連絡し、援護を要請してください。

【京都大学 国際危機管理窓口】 intl_kiki_kanri@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

※学部・研究科や留学プログラムで緊急連絡先が指定されている場合はそちらにご連絡ください。

安全対策チェックリスト



渡航前

check



1	外務省の 海外安全ホームページ で渡航先の安全情報はチェックしましたか。	
2	渡航先の 法令 ・ 宗教 ・ 文化 ・ 慣習 等に関する情報をチェックしましたか。	
3	パスポート （残存有効期間に注意）・必要な ビザ は準備しましたか。	
4	大学に 海外渡航届 他必要書類は提出しましたか。	
5	外務省「 たびレジ 」には登録しましたか。具体的な渡航日程が決まっていない場合は「 たびレジ簡易登録 」に登録しましょう。	
6	渡航中の連絡手段を確保 しましたか。 緊急連絡先リスト を作成して、家族とも共有しましたか。	
7	重要書類 （パスポート、海外旅行保険（留学）保険の保険証書等）のコピーを持ちましたか。コピーは家族にも渡しましたか。 ➡P2の3をcheck!	
8	（ アイラック 加入者のみ対象）登録証・24時間緊急サポートデスク（適用がある場合のみ）を確認の上、スマホにアプリ「 プロ・ファイnder 」をダウンロード・インストールしましたか。	
9	補償が十分* な 海外旅行（留学）保険 に加入しましたか。* 治療 ・ 救援費用補償が無制限 の保険を強く推奨します。	
10	健康に関するチェックを行いましたか。（ 予防接種* ・健康診断・医師診断書及び英文薬剤証明書の手入・歯科治療、感染症の流行状況等）*入国時に法令に基づき 予防接種証明書 を求められる場合があります。 ➡P3の5、P4～5をcheck!	
11	携行薬 （既往症の薬・風邪薬・解熱鎮痛剤等）・ 衛生用品 （虫よけ・絆創膏・マスク等）を準備しましたか。	
12	学生でフィールドリサーチを予定している方へ： 「学生の海外でのフィールドワーク実施に関する安全手引き」 を確認しましたか。	



渡航中

1	（3ヶ月以上滞在の場合）現地の大使館・総領事館に 在留届 は出しましたか。	
2	常に安全情報の把握に努めていますか。 ➡外務省・大使館等の安全情報、現地政府発表や報道等でcheck!	
3	普段からできる安全対策を講じていますか。 ➡P4の8、外務省発行の「 海外安全虎の巻 」でcheck!	
4	病気の予防対策は行っていますか。 ➡P3～5と厚生労働省FORTH・WHOのウェブサイトで見るとcheck!	
5	緊急連絡先リスト ・ 重要書類 （パスポート、海外旅行（留学）保険の保険証書等）の写しを保管していますか。	
6	緊急カード に必要事項を記入して、パスポートや財布に保管していますか。	
7	家族や指導教員等の関係先に 定期的に連絡 していますか。	
8	緊急時の備え をしていますか（現金・辞書・翻訳機・水・食料・薬・懐中電灯・ラジオ等）。	

緊急連絡先リスト & 緊急カード

必要事項を記入の上、パスポートケース、財布等に入れておきましょう。
「緊急連絡先リスト」は家族にもコピーを渡してください。



緊急連絡先リスト

連絡先	担当・氏名	電話番号	メールアドレス等
家族等			
京都大学 所属学部・研究科等			
海外旅行保険 ヘルプデスク			
アイラック等24時間緊急サポートデスク (登録がある場合)			
渡航地の緊急連絡先			
渡航先大学・機関			
大使館・総領事館			
警察			
消防			
救急			
現地加入保険 ヘルプデスク			



緊急カード

Cardholder identification		Emergency Contact Card	
Name (ローマ字)		Embassy / Consulate phone	
Name (日本語)		address	
Date of Birth		Host university / institution	
Nationality		phone	
Passport Number		Local Contact (name & relation)	
Student ID Number		phone	
Medical information		Family (name & relation)	
Blood Type	A B O AB (Rh +- -)	phone	+
Allergy		phone	
Medical Condition(s)		Kyoto University 所属学部・研究科等 (name & relation)	
Current Medication(s)		phone	+81-
Other		email	
KYOTO UNIVERSITY, JAPAN		https://www.kyoto-u.ac.jp/en	

